



第 1 章 個人所得課稅



1-1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設



〈改正の背景〉

住宅投資は内需の柱であり、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減が生じた場合に経済に与える影響が大きいと考えられます。消費税率の引き上げに際して、住宅についても、今年10月1日以降の購入等について、メリットが出るよう施策を準備するという政府の方針により、需要変動の平準化、景気変動の安定化のために必要となる対策として、下記のとおり特例が創設されます。

〈特例の概要〉

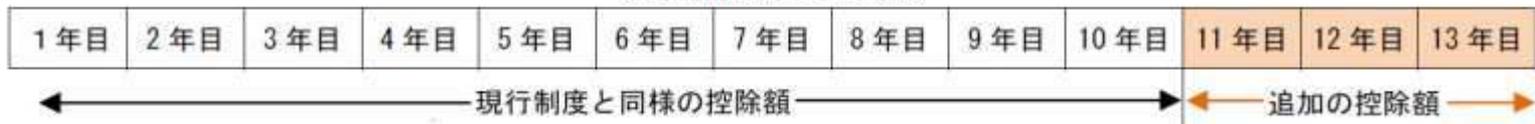
消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、住宅ローン減税が拡充されます。

- 現行の住宅ローン減税について、控除期間を3年間延長（10年→13年）
- 適用年度の11年目から13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。
 - ・住宅借入金等の年末残高（4,000万円※を限度）×1%
 - ・建物購入価格（4,000万円※を限度）×2%÷3
 ※長期優良住宅や低炭素住宅の場合
 借入金年末残高の上限：5,000万円、建物購入価格の上限：5,000万円
- 消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合が対象。
 - ・入居11~13年目についても、所得税から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲で個人住民税から控除。
 - ・入居1~10年目は現行制度通り税額控除。

最大で400万円～500万円の減税

最大で80万円～100万円の追加減税

〈特別控除の特例〉



居住開始：2019年10月1日から2020年12月31日



1-2 空き家に係る譲渡所得の3,000万円 特別控除の見直し



〈改正の概要〉

現行制度では、特例の対象となる空き家は**相続開始直前まで被相続人の居住の用に供されている**ことが要件でした。このため、被相続人が要介護状態となり老人ホーム等へ入所したまま亡くなった場合には、たとえ被相続人の自宅が空き家になっていてもこの特例を受けることができませんでしたが、改正案では**被相続人が老人ホーム等に入所していた場合でも、以下の追加要件その他一定の要件**を満たす場合に限り、相続開始直前において被相続人の用に供されていたものとして、この**特例を適用**できるようになります。

(1)被相続人が老人ホーム等に入居していた場合も一定の要件を満たす場合に限り適用対象

| 適用要件 | 内 容 |
|------|---|
| 居住要件 | <p>次の①及び②の要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとする。</p> <p>①被相続人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に規定する要介護認定等を受けていること ・相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと <p>②被相続人の居住家屋について、被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続開始の直前まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被相続人による一定の使用がなされていること ・事業の用、貸付の用、被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと |

(2)適用期限の延長

空き家にかかる譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の適用期限が4年間延長される。

(注)上記の改正は、2019年4月1日から2023年12月31日までに行う譲渡。



1-3 NISA及びジュニアNISAの年齢要件の引下げ、

転勤等一時出国の場合のNISA口座の継続



1. 居住者等の一時的な出国におけるNISA口座の継続利用

改正前のNISA（一般NISA、つみたてNISA）口座は、居住者等が海外転勤等により一時的に出国する場合、NISA口座から課税口座へ移管しなければならなかったが、改正案では居住者等がその出国の日の前日までに「継続適用届出書」を提出することで、その出国時から帰国届出書を提出する日または当該継続届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日（注）のいずれか早い日までの間は居住者等に該当する者とみなして引き続きNISA口座を利用できるようになる。



（注）1 国外転出する場合の譲渡所得等の特例（国外転出時課税）の対象となる者は「継続適用届出書」を提出できない。

2 「帰国届出書」を提出する日までは、上場株式等を受け入れることができない。

3 継続届出書を提出した者が、当該届出書を提出した日から 5年を経過する日の属する年の12月31日までに帰国届出書を提出しなかった場合には、同日においてその者が「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなす。

2. 成年年齢の引き下げに伴う、NISAおよびジュニアNISAの年齢要件の引き下げ

2022年4月1日に施行される成年年齢の引き下げの民法改正に伴い、NISA口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上（改正前：20歳以上）へ引き下げる。また、同様にジュニアNISA口座の開設をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満（改正前：20歳未満）へ引き下げる。



1-4 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、**国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組み**として創設されました。

森林環境税は、国民から税を徴収する**森林環境税（仮称）**と、これを森林の整備等に使う**森林環境譲与税（仮称）**という2つの税から構成されます。

林野庁制度設計イメージ抜粋





1-5 ふるさと納税制度の見直し

1. 改正の概要

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外にすることができるよう、個人住民税における都道府県又は市区町村(以下「都道府県等」という。)に対する寄附金に係る寄附金控除額について見直しが行われる。

ふるさと納税(特例控除)の対象とする都道府県等の指定

①総務大臣は、以下の基準に適合する都道府県等をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。

イ. 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等

ロ. イの都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等

(イ)返礼品の返礼割合を3割以下とすること

(ロ)返礼品を地場産品とすること

②その他

イ. ①の基準は総務大臣が定める。

ロ. 指定は、都道府県等の申出により行う。

ハ. 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなると認める場合には、指定を取り消すことができる。

ニ. 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

ホ. 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

ヘ. その他所要の措置を講ずる。

2. 適用時期

2019年6月1日以後に支出された寄附金について適用される。



1-6 個人が保有する仮想通貨の評価方法の明確化



【概要】仮想通貨の取得価額を、**移動平均法**又は**総平均法**により算出することが**法令上明記**されます。

| | 改正前 | 改正案 |
|--------------------|---|--|
| 仮想通貨の取得 価額の算出方法 | <p>法令上の記載なし。</p> <p>※「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」(2017年12月1日公表)によると、 ①同一の仮想通貨を2回以上にわたって取得した場合の当該仮想通貨の取得価額の算定方法としては、移動平均法を用いるのが相当であり、 ②継続して適用することを要件に、総平均法を用いても差し支えない。</p> | <p>所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる期末において有する仮想通貨の価額は、移動平均法又は総平均法により算出した取得価額をもって評価した金額とする。</p> |

- 国税庁のHP・『仮想通貨関係FAQ』の公表について(2018年11月)に、**仮想通貨の計算書** (xlsx) が公表されています。

【適用時期】 税制改正大綱には明記されていません。



1-7 源泉徴収票や支払通知書等の添付又は提示の不要

【概要】これまで確定申告書への添付、又は確定申告書等の提出の際提示が必要だった以下の書類について、**添付又は提示が不要**となります。

| | 書 類 名 |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票 |
| 2 | オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書 |
| 3 | 配当等とみなす金額に関する支払通知書 |
| 4 | 上場株式配当等の支払通知書 |
| 5 | 特定口座年間取引報告書 |
| 6 | 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書 |
| 7 | 特定割引債の償還金の支払通知書 |
| 8 | 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類 |

【適用時期】 2019年4月1日以後に提出する確定申告書等について適用する。



1-8 未婚ひとり親の個人住民税の非課税措置



子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親が個人住民税の非課税措置の対象に加わります。

個人住民税の非課税措置の追加対象者

| | |
|----------------|--|
| 改 正 案 | いわゆるひとり親について、以下の要件を満たす者を追加 ① 児童扶養手当の支給を受けている児童 （※1）の父または母 （事実婚状態でないことを確認した上で支給されるもの） （※1）「児童」は、父または母と生計を一にする子で、前年の総所得金額等の合計額が48万円（給与収入ならば103万円）以下であるものとする。 ② 現に婚姻をしていない者 または 配偶者 （※2）の 生死の明らかでない者 （※2）「婚姻」及び「配偶者」には、 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むもの とする（現行は、民法上の配偶者と離婚もしくは死別、または配偶者の生死の明らかでない者のみ）。 ③ 前年の 合計所得金額が135万円（給与収入ならば約204万円）以下 |
| 適 用 時 期 | 2021年度分以後 の個人住民税について適用 |

「婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正において検討し、結論を得る。」と大綱に明記。

1-9 国民健康保険税の見直し

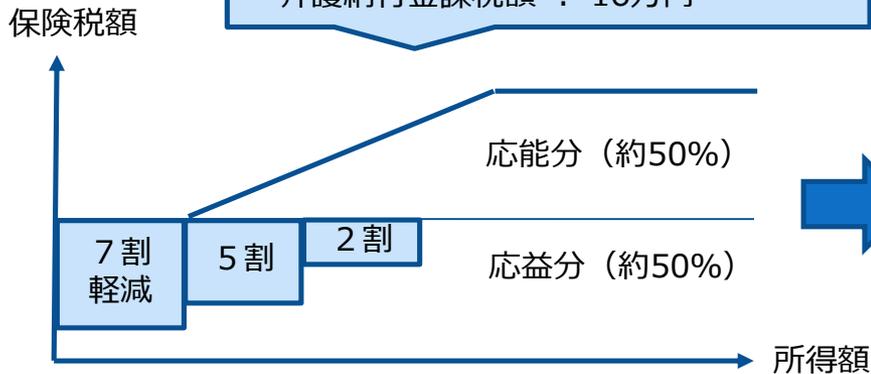


〈見直しのポイント〉～改正時期は明記されていないが、2019年度（2019年度）から適用予定

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を**61万円（現行：58万円）**に引き上げる。→高所得者の負担増
- (2) 減額の対象となる所得の基準については次のとおりとする。→2割、5割軽減対象者の増
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を**28万円（現行：27.5万円）**に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得に算定において被保険者の数に乗すべき金額を**51万円（現行：50万円）**に引き上げる。

制度の内容 現行

【現行】課税限度額
 基礎課税額：**58万円**
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：16万円



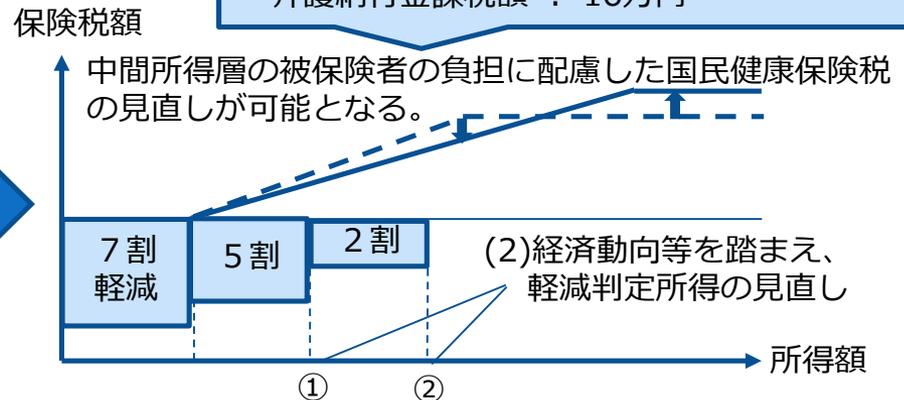
【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × (被保険者数※)
 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 50万円 × (被保険者数※)

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(1) 課税限度額の見直し

改正後

【改正後】課税限度額
 基礎課税額：**61万円**
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：16万円



【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **28万円** × (被保険者数※)
 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **51万円** × (被保険者数※)